

# 役員 の 定義 と 役員 給与

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようになるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士  
平井満広

役員とは、法人から委任を受けて経営を行なう人のことをいいます（一方で法人に雇用されて業務に従事する人を「使用人」といいます）。  
法人税法の役員には、株式会社等の「取締役、執行役、会計参与、監査役」や一般社団法人等の「理事、監事」、解散した法人の清算手続きを行なう「清算人」のほか、法人の経営に従事している一定の人も含まれます（「みなし役員」といいます。図表1参照）。

式等を所有する人のこと（図表2参照）。  
「経営に従事している」とは、次のような計画や決定に自分の意志を反映させることをいいます。

- ・ 職制の決定
- ・ 販売計画
- ・ 仕入計画
- ・ 製造計画
- ・ 人事計画（任免、給料や賞与の決定）
- ・ 資金計画（借入れや増資の決定）
- ・ 設備計画 など

オーナー社長の奥様が経理担当として会社で働いているケースで考えてみましょう。

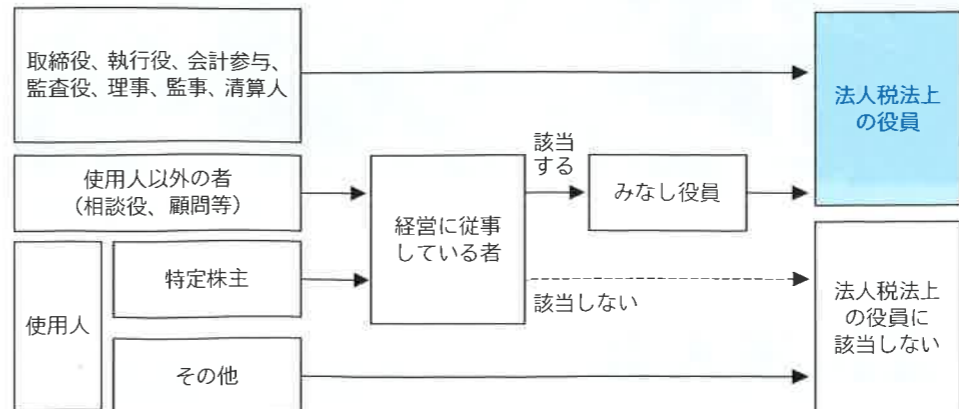
決定をしている場合は、「経営に従事している」ので「みなし役員」となります。  
**法人税法上の役員給与の取扱い**  
法人が役員に支給する給与を「役員給与（賞与や退職金を含む）」といっています。  
「役員給与」の取扱いは以下のようになります。

## ① 役員給与の損金算入（退職給与を除きます）

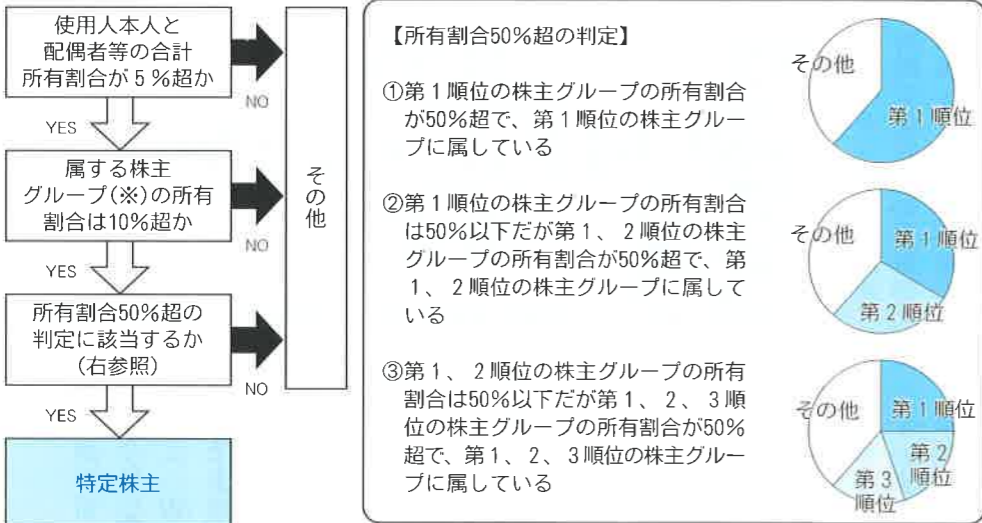
役員給与は、次のいずれかに該当する場合に損金となります。

- ① 定期同額給与  
定期同額給与とは、給与を支給するタイミングが「月払い」や「週払い」のように1か月以下の期間で、支給される金額が同じ事業年度内で同額（源泉所得税や社会保険料を控

図表1 役員 の 範囲



図表2 特定株主の判定



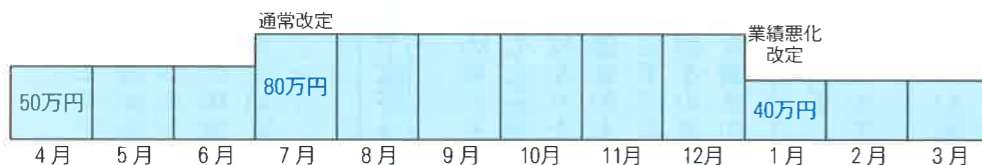
※株主グループは、使用人本人の親族等や親族等が支配している会社など特殊な関係にある個人や法人を含めて判定します  
※株主の上位3グループの所有割合が50%超となる会社を「同族会社」といいます

図表3 定期同額給与のイメージ（3月決算法人の場合）

### (1) 4月から毎月同額を支給するケース



### (2) 株主総会で7月から増額した後、業績悪化で1月から減額するケース



- ② 事前確定届出給与  
事前確定届出給与とは、支給する時期や金額を事前に決めて、その決定する場合等の「通常改定」
  - ③ 業績悪化改定  
業績悪化改定とは、代表取締役の急逝によりやむを得ず他の役員が代表取締役に昇格して改定する場合等の「臨時改定」
- 経営が著しく悪化して役員給与を減額せざるを得ない場合等の「業績悪化改定」

- ① 実質基準  
次の状況を総合勘案して算定した金額となります。  
・ 役員の職務内容  
・ 法人の収益  
・ 法人の使用人に対する給与の支給状況  
・ 類似した業種や規模の法人の役員給与の支給状況  
・ その他
- ② 形式基準  
定款の規定や株主総会等の決議によって定められている支給限度額となります。
- ③ 仮装経理等により支給する役員給与の損金不算入  
帳簿や伝票に虚偽の記載をする等、事実の隠ぺいや仮装した経理処理をして役員に支給した給与の額は損金とはなりません。  
また、法人が役員等に対して金銭以外の物や権利を提供することを「経済的利益の供与」といいます。経済的利益の供与は給与の支給と同じ効果があるので、原則として給与として取り扱います。

ひらい みつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。

日本実業出版社発行『企業実務』2018年10月号より転載。  
記事内容は、2019年4月1日時点での法令に基づき、校閲をしております。